

屋根工事の点検商法にご用心!

突然、業者が来訪して、屋根の無料点検を勧められ、その後、工事の契約をさせられる手口にご注意ください。

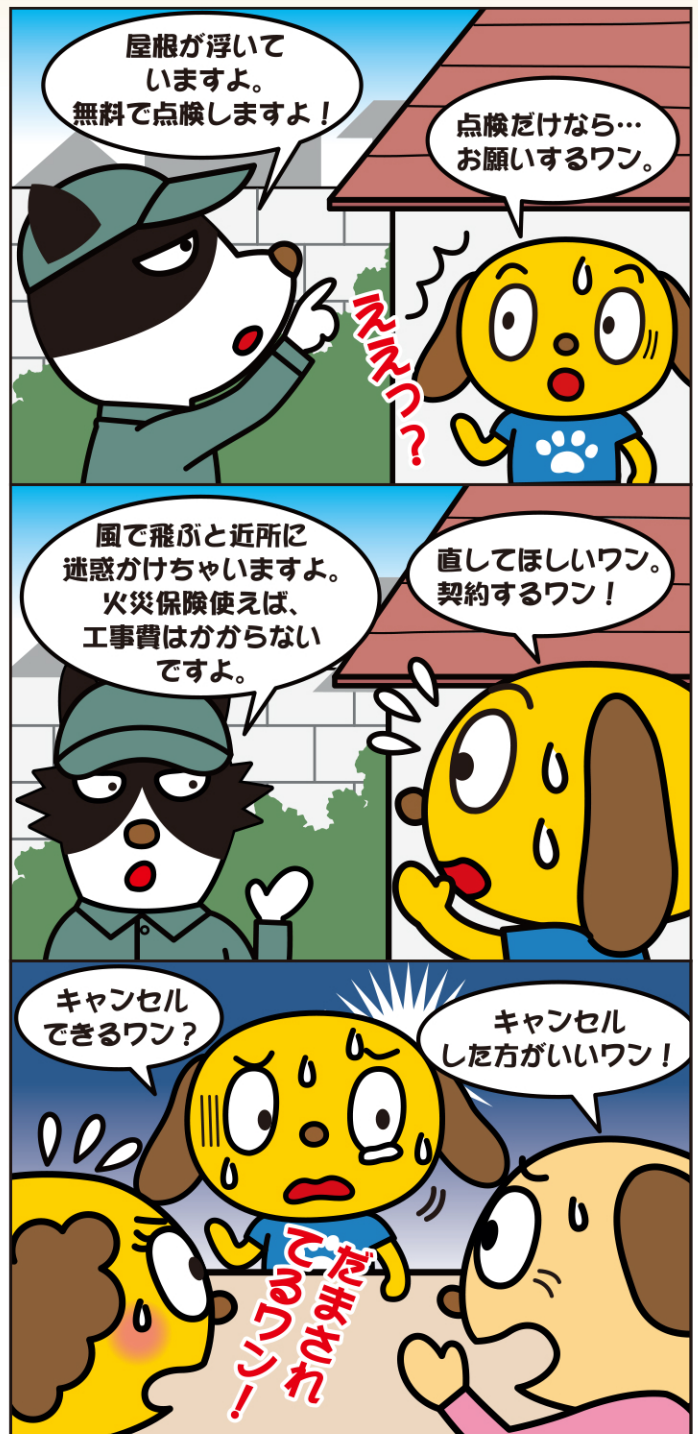
相談事例 近所で工事をしているという業者が来た。「お宅の屋根が浮いているので無料で点検してあげる」と言われた。点検後に作業員が撮影した写真を見せられた。「風で飛ぶと近所に迷惑をかける。50万円の工事費は火災保険の給付金で補える。手続きは全部会社でやる。」と言われたので契約した。家族からおかしい話だと言われ反対されたので解約したい。

トラブルに遭わないために

事例は点検商法といわれる手口です。火災保険の補償の中には、自然災害でいたんだ住宅の補修工事に給付金が支給されるものがあります。業者は、契約者が出費を抑えることができることを強調します。契約後に解約を申し出ると保険申請代行手数料を請求されるケースがあります。契約を勧められても慎重に判断してください。

クーリング・オフの利用

訪問販売の場合は、契約内容が書かれた契約書などの書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフ(無条件解約)ができます。解約の理由は必要なく、工事が終わった後でも解約できます。クーリング・オフはハガキや、電子メールなどの電磁的記録で通知してください。ハガキはコピーをとって特定記録郵便で出し、電子メールは発信記録を残すために印刷や写真で保管しましょう。不明な点があれば消費生活センターに相談してください。



契約はその場でせずに慎重にすることが大事だワン!

